

CHAPTER

09

第6章 地域まちづくりの推進

- 6-1 地域まちづくりとは
- 6-2 地域まちづくりの必要性
- 6-3 地域まちづくりの取り組み
- 6-4 地域まちづくりのプロセス
- 6-5 地域まちづくりの推進

名古屋市がさらに魅力的なまちになるためには、地域特性に応じたまちづくりが必要となります。

そのため本市では、平成23(2011)年より、「地域まちづくりの推進」を施策に位置づけ、その推進に取り組んできました。

こうした取り組みにより、住みよいまちにするための活動や公共空間を利活用した取り組みなど、地域主体によるまちづくりが広がってきています。

今後も地域まちづくりの取り組みを支援し、地域主体のまちづくりを進めていきます。

関連するSDGsの目標
(大…特に都市計画に関連する目標)



6-1 地域まちづくりとは

定義 地域がより良くなるために、**地域の力(考え)** で **地域を育てる** こと

目的

地域の方々にとって、より良い環境を築き上げること

II

(現在または将来、地域に住み・働き・憩う方々)

内容

まちの多様な担い手(住民・自治会・NPO・商店街・企業など)が自ら、多様化・複雑化する地域課題に対応するために、地域ごとの強みや弱みを踏まえて、連携し役割分担しながら、**まちの魅力づくり、公共的な空間の利活用、住環境の維持、まちづくり構想やルールづくりなど、まちの環境や空間をつくる・つかう・まもることを、**まちの将来像を共有しながらその実現に取り組むもの



○連携と役割分担について

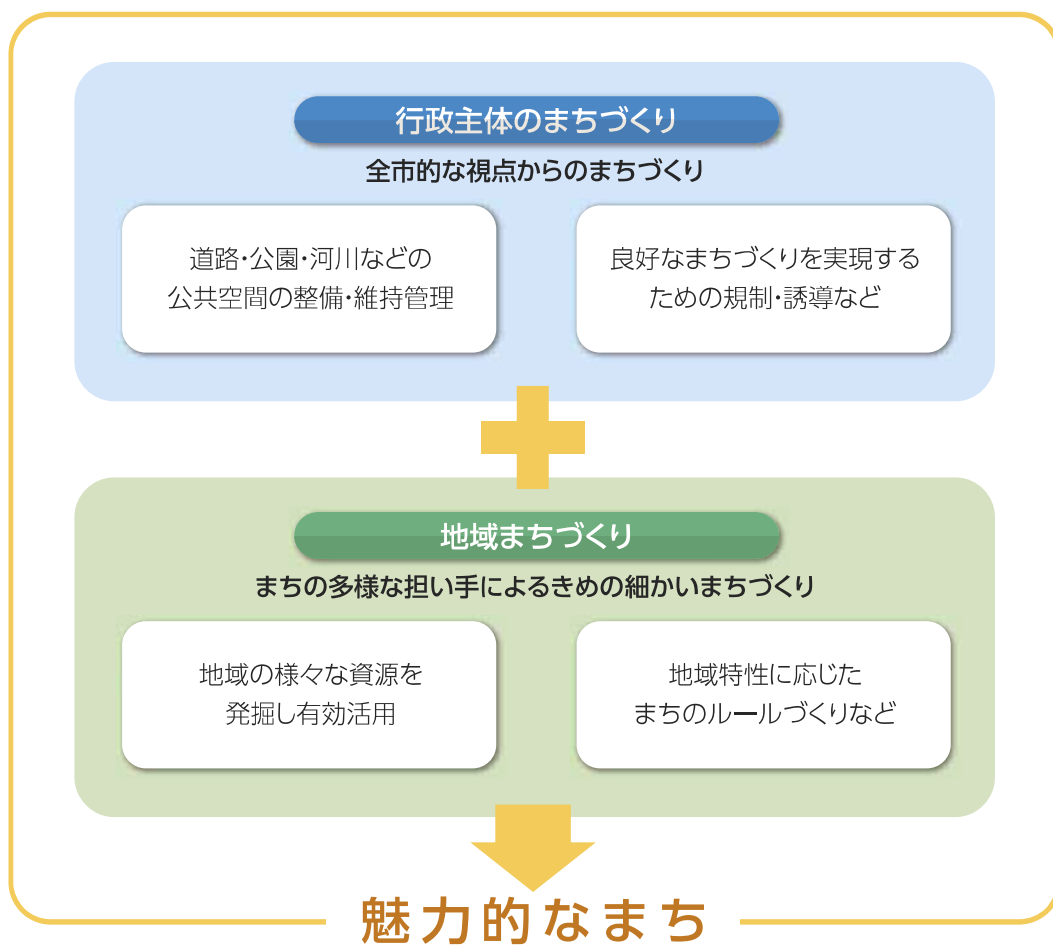
- まちづくりの取り組みは幅広く、個々の担い手だけでは人員や財源に限りがあるため、多様な担い手が連携し役割分担しながら取り組むことで効果的に進めることができます。
- こうした地域まちづくりの取り組みには、**行政等との連携**が必要となることもあり、その際には、公共空間を活用するための調整や一緒に事業に取り組む場合など連携の仕方に応じ、様々な部署が関係してくることになります。

6-2 地域まちづくりの必要性

○背景

- 行政主体のハード整備や全市的な視点からのまちづくりの取り組みに加え、地域の特性や資源を踏まえ、きめの細かいまちづくりが求められています。
- まちを継続的に発展させていくため、地域資源や既存ストックを活かしたまちづくりへ転換するなど「つかう」視点が重要になっています。
- 地域住民・NPO・企業などが自発的にまちづくりに取り組む事例が増えています。
- 地域が中心となりまちの将来像を描き、自分たちでその実現のために取り組み、自分たちで地域を運営していく「自分ごとのまちづくり」が広がってきています。

行政が担ってきたまちづくりに、地域特性やニーズを踏まえ、まちの多様な担い手も自ら取り組むことで、まちに活力やまちへの愛着、誇りが生まれ、魅力的なまちへとつながっていきます。



6-3 地域まちづくりの取り組み

地域まちづくりの取り組みの例を紹介します。

商業施設などが集積して
来訪者が多い

都心部でのまちづくり

企業・事業主などが担い手

活動例

にぎわい創出を目的とした
公開空地や道路などの
公共空間を活用した
イベント開催や
オープンカフェの実施 など



パークレット(社会実験)

商店街や生活利便施設のある
駅そばで通勤通学者が多い

拠点市街地でのまちづくり

地域住民や商店街などが担い手

活動例

地域の活性化や利便性向上
を目的とした
遊休不動産を活用した
コミュニティ拠点の
形成やその運営 など



空き店舗を活用した交流拠点

大規模敷地での再開発事業を
契機に新たなまちが形成される

開発地でのまちづくり

開発事業者や周辺住民などが担い手

活動例

新たなまちの魅力づくり
を目的とした
作り手と使い手が連携した
まちづくり活動等の
拠点の整備 など



公共空間での映画の上映会

歴史的建築物や路地が残る
界隈性のある

既成市街地でのまちづくり

地域住民やNPOなどが担い手

活動例

歴史的なまちなみや
界隈性の保全を目的とした
まちなみルールの
策定・運用や
歴史的建築物の活用 など



歴史的建築物の活用

生活道路で
交通量が多い

住宅地でのまちづくり

地域住民や学校などが担い手

活動例

地域の安心・安全を目的とした
交通安全対策の
計画の作成や
速度抑制社会実験の実施
など



道路狭さく(社会実験)

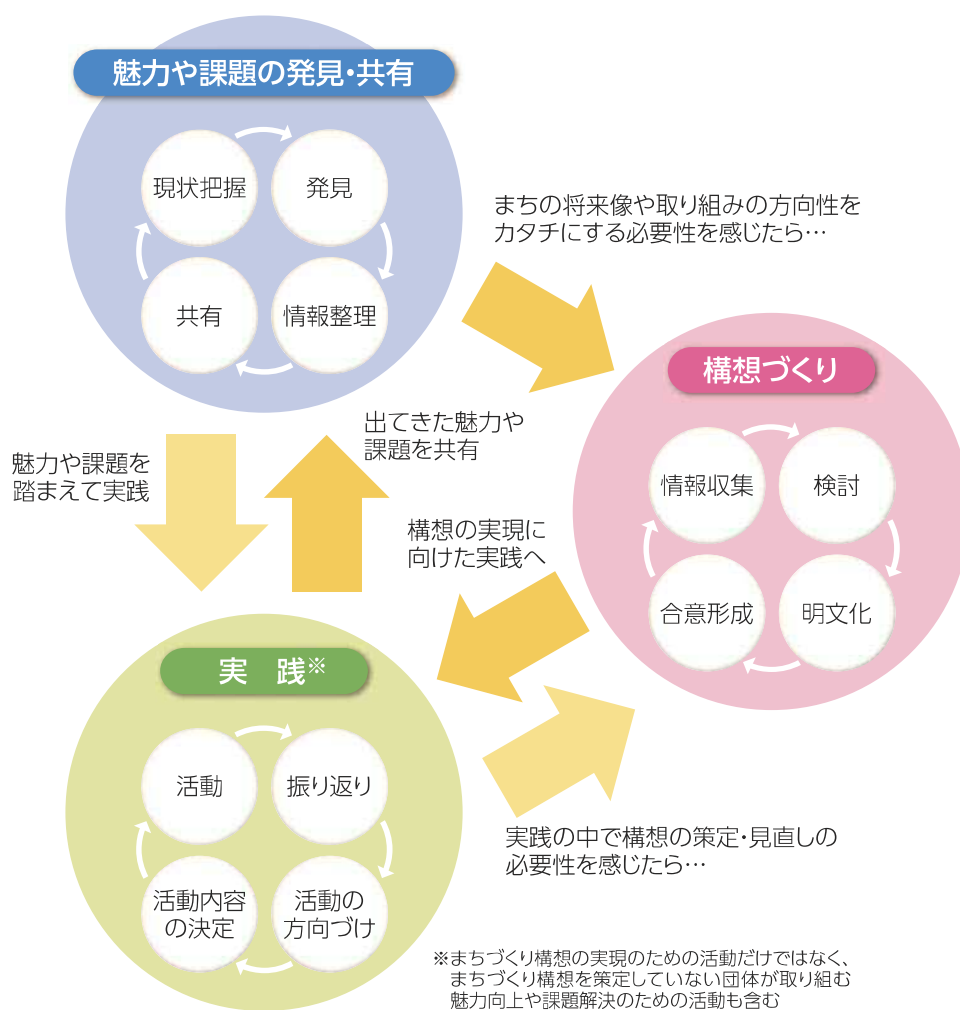
以上のような地域まちづくりの取り組みが継続的に行われることで、まちが育っていきます。

地域を運営して、自分たちの「まちを育てる」ことで、地域の魅力が高まることが期待されます。

○地域まちづくりのイメージ

地域まちづくりは、以下の図のように、地域の「魅力や課題を発見・共有」し、まちの将来像や取り組みの方向性を見える化するための「構想づくり」や、その構想の実現に向けた「実践」を行います。このような取り組みを繰り返し継続し、より良い環境を築き上げていきます。

その他にも、「魅力や課題の発見・共有」から「実践」に取り組む場合や、まずはまちを良くする活動の「実践」に取り組み、その後「構想づくり」に取り組む場合なども考えられます。



○まちを育てるためのポイント

- 取り組みを実施して終わりではなく継続すること
- 継続した取り組みを自立した取り組みにすること
- 活動の振り返りだけでなく、まちづくり構想に沿って計画的に進んでいるか定期的に振り返ること
- 時には構想を見直すこと
- 活動の成果や収益をまちに還元すること

以上のような「地域を運営する」という視点を持つことが大切です。

6-4 地域まちづくりのプロセス

地域まちづくりに取り組む団体の成長には、どのようなステップがあるか、組織づくりから地域を運営するまでのプロセスの一例*を示します。

*地域まちづくりに取り組む団体は様々であり、必ずしも順番通りではなく、前のステップに戻ることやここで示す以外のステップも考えられます。

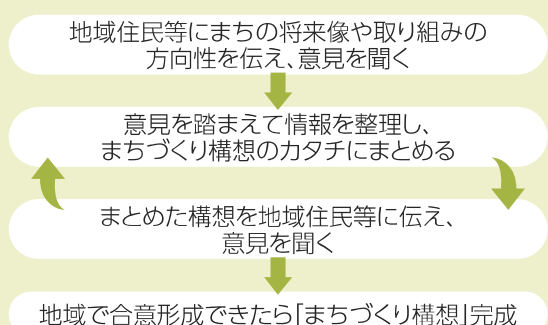


○まちづくり構想の重要性

まちづくり構想には、まちの将来像と取り組みの方向性を『見える化』することで「地域のまちづくりの方向性がひとつになり、活動がより活性化する」「地域と行政の思いが共有でき、地域のまちづくりが効果的・効率的に進む」などの意義があり、まちづくりを進めていく上で非常に重要です。



○「まちづくり構想」づくりの合意形成のプロセス



6-5 地域まちづくりの推進

本市では、平成23(2011)年度からアドバイザー派遣や活動助成・コンサルタント活用助成などにより、地域まちづくりに取り組む団体の支援を行ってきました。

また、平成29(2017)年度からは団体の登録・認定制度や支援メニューの細分化、団体同士の交流の場の提供などのパートナーシップ支援を加えるなど、従前からの支援制度の拡充をはかり、団体の成長や自立を促すための支援を行ってきました。

引き続き、地域まちづくりに取り組む団体がステップに応じて自立的・持続的に活動を進められるよう、行政内部での情報共有や連携をはかり、支援を行っていきます。

市として以下のような方針で地域まちづくりを推進します。

- 団体と行政との間で継続的な関係を構築します。
(地域まちづくり活動団体の登録・認定制度 etc…)
- 団体が抱える課題解決のため、専門的な知識や経験を有する専門家の派遣等による支援を行います。
(地域まちづくりアドバイザー派遣 etc…)
- 活動を行うために必要となる費用に対して、資金面での支援を行います。
(地域まちづくり活動助成、地域まちづくりコンサルタント活用助成 etc…)
- 団体が地域まちづくりに関する知識等を学ぶ機会や他団体の事例やノウハウなどを情報共有する場を設け、団体の成長や自立を促します。
(勉強会・交流会の開催 etc…)
- 行政内部において情報共有・連携し、効果的な支援に取り組みます。
(地域まちづくり応援会議 etc…)



コラム

地域まちづくり実践提案制度

地域まちづくりサポート制度による「地域まちづくりマネジメント認定」を受けた団体は、以下の事項について、まちづくり構想の実現に向け、認定団体が市と役割分担し、ともに取り組む必要があると考える場合に、検討及び実施を行政へ提案することができます。

市は提案を受けて行政内で実践検討会議を開催して提案内容について検討します。



- ①市の行政計画等にまちづくり構想の内容を反映する等、構想自体の取扱いに係る*事項
- ②まちのルールづくり、空地等の活用等、まちづくり構想に基づく活動に係る事項
- ③その他市長が該当団体と市が協働して取り組む必要があると認める事項

*地域別構想として位置づける等

○地域まちづくり活動団体

これまで本市が展開してきた地域まちづくりの推進施策を活用し、様々な地域で課題解決や魅力向上に取り組む地域まちづくり活動団体が育っています。その中でも、地域まちづくりマネジメント認定を受けた団体は、団体や地域の実情にあわせた手法で、活動の成果や収益をまちに還元して「地域を運営する」という視点を持ち、まちづくりに取り組んでいます。

事例1 名古屋駅地区街づくり協議会【認定団体】

社会実験を経て、国家戦略特区の道路占用事業として、3つの広告事業を実施（広告付歩行者案内板、フラッグバナー広告、工事用仮囲い広告）することにより良好な景観を形成しています。なお、広告事業で得た収益は、道路清掃や花壇の維持管理、にぎわいづくりなどに活かしています。（公共還元事業）



広告付歩行者案内板



フラッグバナー広告



おもてなし花だん

事例2 錦二丁目まちづくり協議会【認定団体】

まちづくり構想を策定し、その実現のために都市の木質化や公共空間デザインなどのいくつかのテーマ型のプロジェクトチームに分かれて活動しています。平成29(2017)年度に設立したまちづくり会社により、活動地域内で施行中の市街地再開発事業によって整備されるエリアマネジメント活動拠点の運営を行うことで、更なる事業展開をはかっていく予定です。



都市の木質化



歩道拡幅の社会実験



エリアマネジメントに関する勉強会

コラム

都市再生推進法人

地域を運営するための活動への支援や規制緩和の仕組みとして、様々な行政の制度があります。

そうした制度のひとつとして「都市再生推進法人」があります。

都市再生推進法人とは、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上をはかり、まちづくりを推進することを目的とする団体に対して、公的な位置づけを与えることにより、まちづくりの担い手として活動を支援する制度です。（市町村が指定）

本市でも、都市再生推進法人である「栄ミナミまちづくり株式会社」が道路上への案内板の設置やシェアサイクル事業などを実施しています。また、案内板へ広告を掲出すること



シェアサイクル

ことで得られる収益などを、にぎわいづくりのイベントなどにも活用しています。

このような行政の制度を活用することで、地域を運営するために必要な組織体制や資金源を整える手段が増え、まちづくりが進めやすくなります。地域の運営に必要な行政の制度を活用し、自分たちのまちを育てましょう。

